

新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの市の対応について

1 市民対応

(1) 認定関係

- ・認定調査員の検温、マスク着用の義務付け（2月末から）
- ・更新申請に限り、認定調査および主治医意見書提出なしで認定期間を特例延長する方式を実施（面会制限施設等入所者3月末分から、在宅で調査等に懸念のある被保険者4月末分から）

(2) 介護保険料関係

- ・事業収入の減少などにより納付が困難な場合、分割納付や納付の猶予などについて対応（通年）

(3) 包括支援センター

- ・見守り訪問を状況に応じて電話等による安否確認として実施（4月から）

(4) 市民向け各種行事

- ・高齢者クラブ活動自粛要請中（3月から）
- ・認知症相談会、認知症サポーター養成講座、一般介護予防事業各種教室（介護予防リーダー一定例会、脳イキイキ教室、健康寿命のび～る教室）（3月から休止中）

2 介護事業所対応

(1) 衛生品支援

- ・市備蓄品マスクの配布 121事業所 計17,520枚（3月中旬）
- ・市備蓄品マスクの配布 12事業所 計1,200枚（4月上旬）
- ・都備蓄品マスクの配布 100事業所 計7,500枚（3月下旬）
- ・市への寄付分マスクの配布 25事業所 計4,500枚（5月上旬）
- ・都購入、都への寄付分、市への寄付分マスクの配布予定 約15万枚（6月上旬予定）
- ・国のエタノール供給あっせん 10か所 540リットル
- ・国のエタノール優先調達制度へのあっせん 21か所 68リットル
- ・次亜塩素酸素水の配布 市内4施設で配布（4月中旬以降）

(2) 運営、人員基準などの柔軟な対応

- ・国からサービス毎に、多数通知がされており、市では適宜事業所に周知するとともに、市ホームページに情報を掲載。また、必要に応じて、青梅市独自の解釈および運用方法について事務連絡を发出（2月以降随時）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス事業における電話等状況確認サービス事業の特例制度開始（緊急事態宣言と連動）

(3) 介護保険事業（休止中のもの）

- ・指導検査および第三者評価のための訪問は3月から休止中
- ・介護サービス相談員の訪問を3月から休止中
- ・主任介護支援専門員連絡会、ケアマネジャー意見交換会、ケアプラン勉強会、虐待防止ネットワーク連絡会、地域ケア会議休止

3 その他

- (1) 書面による意見提出での認定審査会の開催（4月下旬以降）
- (2) 第1回青梅市介護保険運営委員会を書面表決方式に変更

以上